

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 福祉部
令和2年度4月～11月分 必要に応じて令和元年度分
- 3 監査の着眼点 令和2年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和3年1月5日～令和3年2月25日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

介護保険料の収入未済額は、令和元年度末で218,320,137円であった。令和2年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が201,015,547円である。

後期高齢者医療保険料の収入未済額は、令和元年度末で54,438,800円であった。令和2年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が46,205,100円である。

今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するように努力されたい。

(2) 適正な事務執行について

岐阜市事務決裁規則別表第2では、介護保険料の減免について、部長の専決事項とされている。

しかしながら、介護保険料の減免に係る決裁について、専決者の決裁を受けていないものがあつた。

今後は、岐阜市事務決裁規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

(3) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があつたときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳

書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、指定管理者が管理する施設である老人福祉センター友楽園における物品の納品について、指定管理者の職員が検収し、検収印欄に認印を押しているものがあった。

また、福祉政策課、指導監査課、障がい福祉課、恵光学園、第二恵光、第三恵光、ケアホーム恵光、高齢福祉課及び福祉医療課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(4) 交通事故の防止について

平成30年12月から令和2年11月までの間に、公用車の後退時における事故が5件発生した。5件の事故のうち2件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。また、公用車の発進時における事故が8件発生した。

後退時の安全確認及び乗車前の公用車周辺の障害物等の把握の励行について指導されたい。

後退時の安全確認の励行については、平成30年度の定期監査においても同様の指摘をしている。しっかりと対応されたい。

(5) 個人情報保護の徹底について

岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者が職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同条例第7条は、市長、公営企業管理者など実施機関は、個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止することについて必要な措置を講じなければならない旨規定している。

しかしながら、令和2年6月、氏名がカタカナで印字されている高齢者おでかけバスカードについて、一部を誤って他人に送付するという事案が発生した。

今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様な事案が起こらないよう、個人情報の取扱いに十分注意し、漏えい防止のために講じた措置を着実に実行されたい。